

お知らせ

制度・業務

申請 マイナンバーカード土・日曜日受付・交付

交付通知書や有効期限通知書を持ち、平日来庁できない人は、手続きにお越しく下さい。また、申請時来庁方式による受付も行っていますので、必要な持ち物を確認の上、ご利用ください。

日時 9/12(土)・27(日)9:00～12:00

場所 市役所本館1階 市民課

※電子証明書の有効期限が過ぎた場合は、e-Tax等の電子申請やコンビニ交付等に使用できなくなりますが、有効期限後であっても発行手続きはできます。

※必ず本人がお越しく下さい。

※大変混み合う状況が続いています。時間に余裕を持ってお越しく下さい。

※申請時来庁方式については、ホームページまたは市民課までお問い合わせください。

☎市民課 ☎892-0121

くらし 家賃支援給付金

5月の緊急事態宣言等の延長等により、売上が減少する事業者を支えるため、地代・家賃(賃料)の負担を軽減する給付金を国が給付します。詳細は、経済産業省ホームページをご覧ください。

最大給付額 法人600万円、個人事業者300万円

▷インターネット申込

<http://yachin-shien.go.jp>

▷申請サポート会場で申込(要予約)

<http://yachin-shien.go.jp/support/>

オペレーター 0120-150-413

(9:00～18:00 土日祝を含む)

☎家賃支援給付金コールセンター

☎0120-653-930

意見募集 パブリックコメントの実施

星田北6・7・8・9丁目の望ましい学校区について(素案)

学校教育審議会で審議中の、星田北エリアのまちづくりが進められている星田北6～9丁目の望ましい学校区についての方向性を示すものです。この度、案を公表し、みなさんからの意見を募集します。

募集期間 9/1(火)～30(水)

案の閲覧場所 市ホームページ、市役所本館2階情報公開コーナー、青年の家1階まなび未来課

意見を提出できる人 次のいずれかに該当する個人・法人・団体

▷市内に在住・在勤・在学している

▷市内に事業所(事務所)がある

▷市税の納税義務がある

▷その他、案件に利害関係がある

意見の提出方法 意見書(様式自由)に住所・氏名(団体名)を記入し、募集期間内(消印有効)に持参・郵送・FAX・Eメールでまなび未来課

〒576-0052 私部2-29-1 ☎892-4800

✉manabi-mirai@city.katano.osaka.jp

素案についての説明会

日時 9/4(金)19:00～20:30

場所 星田会館

※質疑応答を含め、90分程度を予定。

☎まなび未来課 ☎810-8010

福祉 重度障がい者医療助成

対象 次のいずれかに該当する人

①身体障がい者手帳1・2級を持っている

②療育手帳Aを持っている

③療育手帳B1と身体障がい者手帳3～6級を持っている

④精神障がい者保健福祉手帳1級を持っている

⑤難病等の受給者証を持っており、障がい年金(または特別児童扶養手当)1級に該当する

※所得制限があります。助成開始は申請月から。

申込・☎障がい福祉課 ☎893-6400

子育て 児童扶養手当の定例払い

父母の離婚等により、父または母と生計を同じくしていない児童(18歳になって最初の3月31日まで。一定の障がいがある場合は20歳未満)を監護する母、監護し生計を同じくする父、父母以外の養育者(児童と同居・監護・生計維持をする人)に支給されます。

婚姻等、受給資格がなくなった時は、すぐに届け出をしてください。

また、受給には公的年金給付との支給調整や本人と扶養義務者(同居の親族)の所得制限、支給要件などの条件があります。

次回の定例払いは9/11(金)です。

☎子育て支援課 ☎893-6406

防災 ブロック塀等撤去・改修補助制度

工事着手前に申請が必要です。また、対象とされない場合もありますので、事前にご相談ください。

対象 次に該当する塀の撤去・改修

▷国・府・市が管理する道路に面するコンクリートブロック塀・石垣・コンクリート塀・レンガ塀・土塀であること

▷撤去する塀の高さが60センチ以上であること

▷一部撤去の場合は撤去後の塀の高さを全て60センチ以下とすること

▷塀が道路に残ったり、水路等の公共施設に突出しないこと

▷改修により新たにブロック塀等を設置する場合は、その高さを全て60センチ以下とし、60センチを超える場合は軽量のフェンスとすること

▷改修により生垣を設置する場合は、1葎あたり2本以上連続して植えること

※高さはいずれも道路面からの高さです

補助額 ①撤去:費用の80%(上限10万円)

②改修:費用の80%(上限20万円)

※②のみの補助を受けることはできません。いずれも1,000円未満の端数は切り捨てます。

☎営繕課 ☎892-0121

防災 木造住宅耐震化補助制度

対象 昭和56年5月以前に建築された木造住宅の所有者等

補助額 1戸あたり上限4万5,000円

耐震に関する各種工事等の補助

工事着手前に申請が必要です。また、対象とされない場合もありますので、事前にご相談ください。

①耐震改修工事補助制度
工事費用の80%(上限100万円)

②耐震シェルター設置補助制度
設置費用の70%(1戸あたり上限40万円または所得により60万円)

③木造住宅除却(解体)補助制度
上限40万円

対象 次の要件全てを満たす人

▷昭和56年5月以前に建築された木造住宅

▷耐震診断後の施工

▷所有者等の属する世帯の課税標準額が507万円未満

※いずれも1,000円未満の端数は切り捨てます。

☎営繕課 ☎892-0121



防災 耐震補助金・ブロック塀等補助金に関する代理受領制度

この制度は、上記補助金の受け取りを、申請者に代わって工事等の実施業者が受け取る制度です。これにより、申請者は補助金を差し引いた費用を用意すればよくなり、立替費用の負担が軽減されます。

※代理受領は申請者と契約した業者に限ります。

☎営繕課 ☎892-0121